

## 「雲原砂防イベント」実行委員会規約

### 第1条（名称）

本会の名称は、雲原砂防イベント実行委員会（以下、実行委員会と言う。）と称する。（事務局住所 京都府福知山市雲原130番地の3）

### 第2条（目的）

1）国の登録文化財記念行事として開催する「雲原砂防イベント」（よみがえれ地域の力「探訪 雲原砂防」）に、雲原川流域地域の各種団体や地域住民等が集い、地域の英知を結集して歴史的遺産である「雲原砂防」を活かした地域づくりを展開し、地域の活性化を図る。

2）また、この取り組みを通じて、自然いっぱい、良いとこいっぱいの我がふるさと「雲原川流域地域」を広く地域外にアピールし、特産物の販売や定住を促進につなげ、いつまでもこの地域で暮らしていける地域づくりをみんなで築きあげることを目的とする。

### 第3条（委員）

地域の各団体及び雲原川流域地域に関わりをもつ住民等が、雲原砂防イベントの主旨に賛同し、自発的に参加する団体・個人で実行委員会を構成する。

### 第4条（役員等）

実行委員会には、互選により次の役員等をおく。

任期は1年とし再任を妨げない。

委員長1名、事務局長1名、事務局員若干名（会計担当含む。）

### 第5条（事業）

参加団体の自主的企画および実行委員会企画により、次の事業を実施する。

- 1）雲原砂防の紹介、情報提供、地域の情報発信事業。
- 2）雲原砂防の学習事業。
- 3）雲原砂防や雲原川を活かしたイベント事業。
- 4）北陵コミセンと連携した事業。
- 5）行政機関や教育機関等と連携した事業。
- 6）その他

### 第6条（会議）

会議は必要に応じて、実行委員長が召集するものとする。

### 第7条（部会）

事業を効率よく推進するにあたり、事業部会を設置することが出来る。部会長は互選により選出し、部会の運営にあたる。

### 第8条（会計）

雲原砂防イベント等の実施にむけ、次の収入により運営する。

- 1）参加団体よりの事業協力金。
- 2）企業等の賛助金。
- 3）事業収入。
- 4）行政機関等からの助成金等。

### 第9条（施行）

この規約は2007年4月28日より施行する。

参画団体リスト（順不同）

雲原自治会（4役8区長）

雲原老人会

雲原公民館

雲原農区

雲原婦人会

雲原子ども会

消防団雲原分団

天座一区自治会

天座二区自治会

坂浦自治会

天座一区老人会

天座二区老人会

下野条老人会

金山公民館天座一区分館

金山公民館天座二区分館

天座一区農区

天座二区農区

天座子ども会

消防団金山分団第1部

北陵コミュニティセンター（北陵地域公民館）

レッツ北陵

龍雲寺保育園

福知山市立公誠小学校校

福知山市立北陵中学校校

公誠小・北陵中PTA

やまぶきの会

（アドバイザー）

福知山市農林部

福知山市教育委員会

京都府中丹広域振興局農林商工部

京都府中丹西土木事務所

京都府中丹西農業改良普及センター

平成19年度役員（2007年4月28日選出）

実行委員長 今井 啓靖（雲原自治会長）

事務局長 木村 輝幸（やまぶきの会 同イベント企画部長）

事務局員 やまぶきの会理事